

令和5年神審第18号

裁 決

モーターボートA護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年2月12日04時41分

兵庫県姫路港東第2区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.6トン

登 録 長 6.68メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 69キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室の前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年2月12日04時35分兵庫県妻鹿漁港を発し、香川県小豆島東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、姫路港東第2区南西部の兵庫県姫路市白浜町灘浜の岸壁には、その東面に南北に延びる長さ約1,250メートルの護岸（以下「灘浜東護岸」という。）が整備され、灘浜東護岸には、その北端から南端にかけてほぼ等間隔に、東方に約70メートル延びる突堤が5か所築造され、平素、a受審人は、同護岸の最北端の突堤を右舷方に見る針路で南下し、同突堤を含め、最北端から4か所目の突堤（以下「4か所目の突堤」という。）の東方沖合で右転し、小豆島東方沖合の釣り場に向けて航行していた。

a受審人は、舵輪後方の操縦席に座った姿勢で操船に当たり、同乗者を同席左舷側のソファに座らせ、ヘッドアップ表示で0.1海里レンジないし0.125海里レンジとしたレーダー及びノースアップ表示としたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、姫路港東第2区を南下し、04時39分僅か前灘浜東護岸の最北端の突堤を右舷方に見る、妻鹿東防波堤灯台から046度（真方位、以下同じ。）1.11海里的地点で、針路を197度に定め、19.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、04時40分半僅か前4か所目の突堤の東方沖合となる、妻鹿東防波堤灯台から066度1,330メートルの地点に至り、

目的の釣り場に向けるつもりで、針路を202度に転じた。

a 受審人は、04時40分半妻鹿東防波堤灯台から066.5度1,320メートルの地点に達したとき、灘浜東護岸が正船首280メートルのところとなり、その後、同護岸に向首接近する状況であったが、灘浜東護岸から十分に離れて航行しているものと思い込み、レーダーに突堤を含む同護岸を表示し、自船と灘浜東護岸との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、灘浜東護岸に向首したまま続航し、04時41分僅か前妻鹿東防波堤灯台から075.5度1,150メートルの地点で、同護岸にいた人から灯りを照らされ、慌てて右舵をとり、続いて左舵をとったものの、及ばず、04時41分妻鹿東防波堤灯台から076.5度1,110メートルの地点において、Aは、船首が212度を向いたとき、原速力のまま、灘浜東護岸の最南端の突堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部に圧壊を生じ、同乗者が左大腿骨骨幹部骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、夜間、姫路港東第2区において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、灘浜東護岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、姫路港東第2区において、小豆島東方沖合の釣り場に向けて航行する場合、灘浜東護岸に向首接近することのないよう、

レーダーに突堤を含む同護岸を表示し、自船と灘浜東護岸との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、灘浜東護岸から十分に離れて航行しているものと思い込み、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同護岸に向首接近する状況に気付かないまま進行して灘浜東護岸の突堤に衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広